

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月

社会保険庁から「ねんきん特別便」が届いたので、国民年金手帳と照合したところ、加入月数が相違していたため、A社会保険事務所に照会したら、本来は国民年金保険料を昭和 47 年 2 月分まで納付すればよかったところを、国民年金手帳の生年月日欄に誤った記載をされていたため、47 年 3 月分まで納付されていたが、3 月分の国民年金保険料は返しているとの回答であった。還付を受けた記憶は無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には生年月日が誤って記載されており、当該手帳及びB町（現在は、C市）が保存している国民年金被保険者名簿の検認記録によると、昭和 47 年 3 月分の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、B町が保存している国民年金被保険者名簿の生年月日欄には、申立人の生年月日が訂正された事蹟^{じせき}が確認でき、行政側の記録の管理に誤りがあったことが認められる。

さらに、国民年金保険料は、60 歳到達日（60 歳の誕生日の前日）の前月まで納付することとなるが、上記の生年月日の訂正により、記録上の 60 歳到達日も訂正されることとなり、申立人の納付対象期間は昭和 47 年 3 月までではなく、同年 2 月までとなる。これにより、申立期間である同年 3 月の国民年金保険料は、納付の事実があったものの、制度上、国民年金保険料を納付できない期間であることから、還付すべき期間と

なる。

一方、A社会保険事務所には、還付についての支払状況を記録する還付整理簿が保存されておらず、申立人の国民年金被保険者台帳は老齢年金裁定請求書に添付し、社会保険業務センターに進達された後廃棄処分されていることから、申立期間の国民年金保険料の還付を確認できる資料は無い上、B町が保存している国民年金索引票及び国民年金被保険者名簿にも還付に関する記載が無いため、申立期間の国民年金保険料が還付されていたとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月までのうちの 3 か月分の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月までのうち 3 か月
私は、母親から勧められて、昭和 37 年 6 月から国民年金に加入し、以前から加入していた姉と共に国民年金保険料を納付してきたが、社会保険庁の記録では、同月から 38 年 3 月までの 10 か月間のうちの 3 か月分の国民年金保険料が未納となっていた。同時期の姉の記録を調べたところ、きちんと納付されている。

当時は、母と姉と私の 3 人で店を営んでおり、常時、店には誰かが居たので、集金人が来ても一人分だけを納付するということは考えられず、二人分を納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間以後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 37 年 7 月 2 日に払い出されており、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能であった上、A 市では国民年金保険料を集金する国民年金協力員制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に不自然な点はみられない。

さらに、申立人が記憶する国民年金保険料額は、当時の国民年金保険料額と一致している。

加えて、申立人並びに申立人の両親及び姉は、申立期間当時、店のほかに銭湯及びアパートを経営しており、国民年金保険料を納付する資力

は十分な状況であったことがうかがえ、申立人の姉の国民年金保険料のみを納付し、申立期間の国民年金保険料をあえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年7月まで

二十歳になった当時、私は学生であったが、母親がいつも口癖のように「お前は学生だけど、先のために年金は私が払っているから。」と言っていたことを覚えている。

当時の保険料額は5,000円ぐらいだったと記憶しており、母親が玄関で集金人に支払っているのを見たことがある。母親が既に他界しているため当時の詳細は不明であるが、国民年金保険料を納付していたはずなので申立期間の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に他界しているため、当時の具体的な状況は不明である。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿及び申立人の前後の国民年金任意加入者の資格取得時期から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和53年5月から6月ごろと推認される上、申立人が所持する年金手帳によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は53年4月25日となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間である。

加えて、A市からは「B町（現在は、A市）では自治会の班や婦人会な

どの納付組織による集金が行われていたようだ。水道料金や税金なども国民年金保険料と同様の集金であった。」との回答があり、申立人には集金人に関する具体的な記憶が無く、記憶している保険料額が当時の国民年金保険料額と大きく相違することから、申立人の母親が集金人に支払っていたのは国民年金保険料以外のものである可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 8 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 8 年 7 月まで

昭和 62 年 8 月ごろ、株式会社Aを退社した後に、親に勧められて、B市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料はC社会保険事務所の窓口において郵送されてくる納付書に現金を添えて納付していた。

国民年金保険料の納付記録において昭和 62 年 8 月から平成 8 年 7 月までの期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

また、申立人は、昭和 62 年 8 月ごろにB市役所において国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、B市役所が保管する申立人の国民年金に係る記録によると、国民年金の加入手続等の届出年月日は平成 12 年 6 月 19 日であることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は時効のため納付できない期間である上、申立期間当時、申立人はD市に居住しており、B市役所において国民年金の加入手続を行ったとする申立ては不合理である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、郵送されてくる納付書に現金を添えて、C社会保険事務所の窓口において納付していたと述べているが、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、市区町村が発行した納付書によって当該市区町村の指定する金融機関等において納付することとなっており、現年度保険料をC社会保険事務所の窓口において納付することは制度上不可能である。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付金額について、申立人は総額で数万円であったとしており、申立期間の国民年金保険料の総額と大きく相違している。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年から 40 年まで

A株式会社B工場在職中の昭和 36 年 2 月に家庭の事情で同社を辞め、中学時代の同窓生を頼ってC市に出て2、3か月間織物会社に勤務した後、自分でD市E区のFを探し、2、3年間トラック運転手として働いていた。社会保険事務所の記録では、G株式会社で厚生年金保険加入期間が 38 年 2 月 9 日から同年 8 月 1 日までとあるが、同期間はFに勤務中であり、G株式会社の勤務は 31 年か 32 年ごろのはずであるので、申立期間におけるFの厚生年金保険加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てのFの後継事業所は、現在、H市に本社がある有限会社Iであるが、申立期間当時、D市E区にあった同社付近の状況について、現在の事業主及び複数の同僚の証言が申立内容と概ね符合していることに加え、申立人に係る戸籍の附票により申立人がD市E区に居住していたのは昭和 36 年 3 月 24 日から 38 年 1 月 10 日までの期間と確認できることから、申立人はこの間の一定期間、同社にトラック運転手として勤務していたことは推認される。

しかしながら、有限会社Iには申立期間当時の勤務実態を確認できる労働者名簿、賃金台帳等が保管されていない上、同僚からも申立人の勤務に関する証言を得ることができないことから在職期間を特定することができない。

また、現在の事業主は「健康保険組合に加入した昭和 40 年ごろからはすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたが、30 年代のころは、入社と同時に加入はさせていなかった。」と聞いた記憶があると証言してい

る上、複数の同僚からも同様の証言が得られたことから、当時、事業主はすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、有限会社 I は、昭和 33 年 9 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所であるが、社会保険事務所の保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の番号に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は昭和 31 年から 32 年ごろ G 株式会社に勤務したと主張しているが、同期間は J 事務所や A 株式会社 B 工場に勤務していた期間であり、G 株式会社の厚生年金保険加入期間についても、申立人の被保険者原票等で確認できる上、D 市 E 区から 38 年 1 月 10 日に K 市に転入し、同年 2 月 9 日に G 株式会社の厚生年金保険の資格取得をしている経緯に不自然さはない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い上、申立人の厚生年金保険料控除等についての記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 340 (事案 94 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 11 月 3 日まで
厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた記憶は無いが、昭和 41 年春ごろに A 株式会社に入社したことは当初の確認申立書に添付した職場の花見の写真でも分かり、当初の判断後、当時の同僚の B 氏に証言してもらえることとなったので申立期間の厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間前後に健康保険番号の欠番は見られず、申立人については、昭和 41 年 11 月 4 日から同年 12 月 9 日までの記録以外は確認することができず、申立人が同時期に入社したと主張している同僚等についても、申立人と同様に同年 11 月 4 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、同僚の供述からも申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえず、記録に矛盾は無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、職場での花見の写真を根拠に昭和 41 年 4 月から申立ての A 株式会社に勤務しており、それについて新たに同僚の B 氏に証言してもらえると主張するが、同僚の B 氏から「高校を卒業して昭和 41 年 3 月か 4 月ごろに入社し、その年の 9 月か 10 月ごろに退職した。入社した時には申立人はもう在職していた。」との証言が得られ、申立人が昭和 41 年春

ごろから同社に勤務していたことは推認されるものの、同氏には同社における厚生年金保険の記録が無い上、当時の事業主の妻は「社員の身分形態として、当時は見習いの期間があったと思う。」と証言していることから、同社では申立期間当時は入社後ただちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。